

中津川・恵那 広域ごみ処理施設整備に向けて (ごみ分別区分)



令和7年12月24日（水）恵那市環境課

はじめに

- ✓ 恵那市と中津川市は、持続可能な資源循環型社会の実現に向け、ごみ処理の広域化協議を進めている。
- ✓ ごみ処理の広域化を円滑に進めるためには、現在、両市で異なるごみ分別区分の統一が不可欠であり、資源循環の促進や廃棄物の適正処理を図る上でも重要なポイントとなる。
- ✓ ごみ分別区分の検討は、ごみの減量・処理に関する基本的事項について専門的かつ客観的な立場から意見を述べる場として設置された、両市のごみ減量等に関する審議会の意見聴取が合理的かつ効果的である。
- ✓ 両市は「ごみ分別区分の統一（案）」を作成し、審議会へ意見を求めます。両市の現状と課題、新たな分別区分によるメリット・デメリット、住民への影響予測なども併せて説明し、多角的な視点から意見を求めます。
- ✓ 審議会で得られた意見を今後策定する**施設整備基本計画**に反映し、市民生活への配慮とともに効率的なごみ処理体制の構築を図る。

両市の施設の現状

- ✓ 現在、両市ではそれぞれが保有するごみ処理施設でごみ処理を行っている。
- ✓ ごみ処理施設の耐用年数は、一般的に20～30年程度とされている。
- ✓ ごみ処理施設の更新は、両市の財政状況、将来の人口推計等から、国の方針に基づく広域化の検討が必要となった。

項目	エコセンター恵那	中津川市環境センター
施設外観		
所在地	恵那市長島町久須見1013番地1	中津川市駒場2261番地6
竣工	平成15年3月	平成16年3月
処理方式	固形燃料（RDF）化	流動床式ガス化溶融方式
処理能力	90t/日（RDF炭化設備：72t/日）	ガス化溶融施設：98t/日(49t/日×2基) 粗大不燃施設：17t/日

ごみ処理広域化協議の主な経過

【令和元年度】

中津川・恵那広域行政推進協議会幹事会に環境部会を設置し、協議を開始

【令和2年度】

広域行政政策会議において広域化協議の推進を決定

【令和3年度】

令和4年3月28日「ごみ処理広域化の推進に関する基本合意書」を締結

◎合意内容

1. 一般廃棄物処理施設、中継施設、最終処分場、付帯施設の建設及び管理運営について協議する。
2. 新ごみ処理施設の一般廃棄物処理対象地域は、構成団体の行政区域とする。
3. 新ごみ処理施設の稼働目標年度は、令和15年度を目途とする。
4. 本合意書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、構成団体で協議の上、決定する。

ごみ処理広域化協議の主な経過

【令和4年度】

先進地視察…広域化協議の手法、最新の処理方式、建設候補地の選定方法
今後の進め方について(建設候補地の選定方針)

【令和5年度】

建設候補地選定に向けた判断基準のイメージ検討
先進地視察…屋根付き最終処分場、焼却・リサイクル・最終処分場の一体整備
施設、地域貢献施設

【令和6年度】

中津川・恵那広域ごみ処理施設整備建設候補地検討委員会の開催(5回)

1. 広域ごみ処理施設整備基本構想を策定

「広域ごみ処理施設の整備方針や基本的な方向性をとりまとめる」

2. 建設候補地の選定方法について

「建設候補地は公募により選定することを決定」

「公募要項(案)及び評価基準(案)の策定」

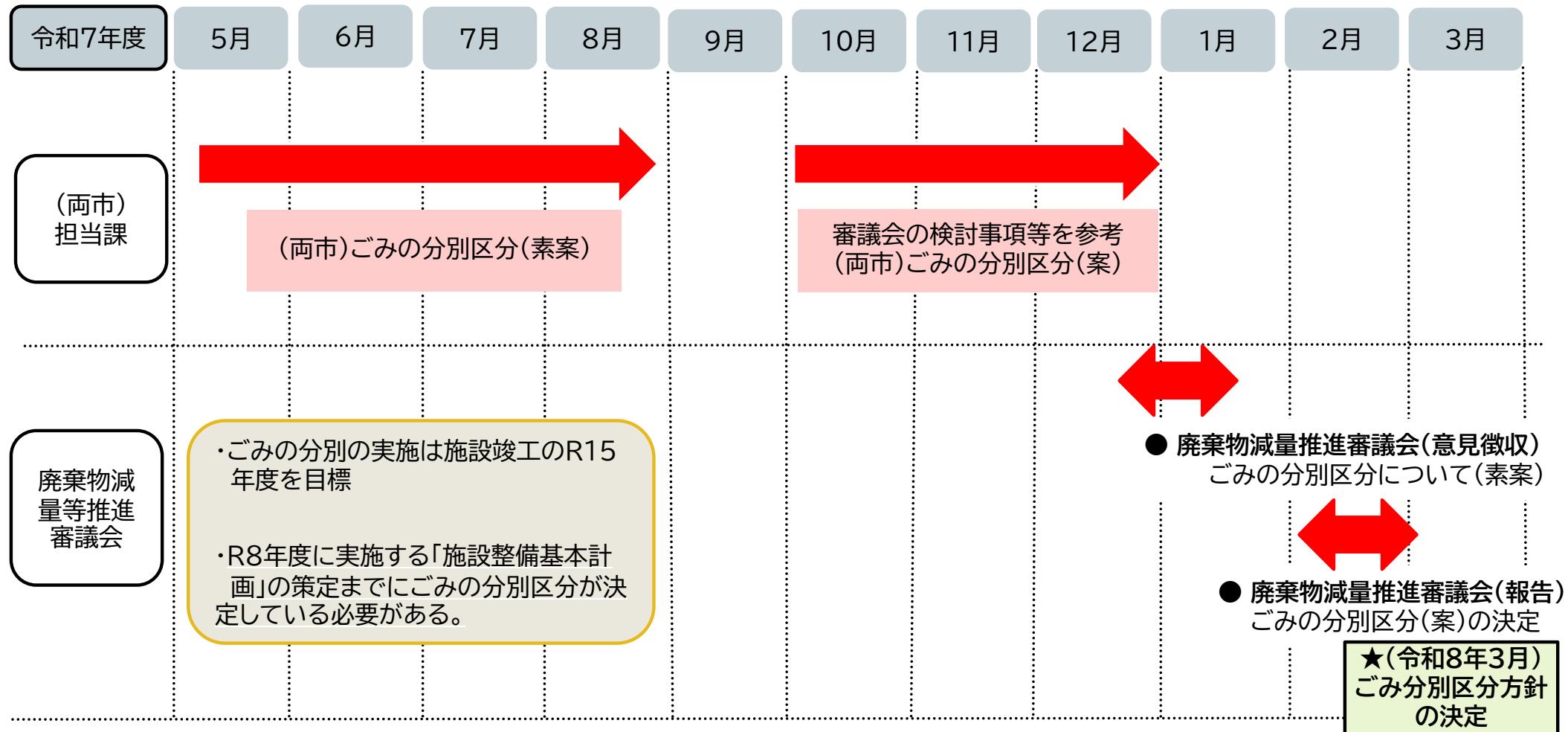
広域ごみ処理施設整備スケジュール

- ✓ 広域ごみ処理施設は令和15年度の稼働開始を予定

NO	項目	年度									
		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	
1	施設整備基本計画策定										
2	建設候補地選定										
3	循環型社会形成推進地域計画策定※										
4	民間活力導入可能性調査※										
5	環境影響評価										
6	工事の発注										
7	施設整備									竣工	

※環境省「循環型社会形成推進交付金」等の補助制度を活用し施設を整備する場合、必要となる計画・調査

基本計画策定に向けたごみ分別区分等の決定(プラ新法対応)の流れ (案)



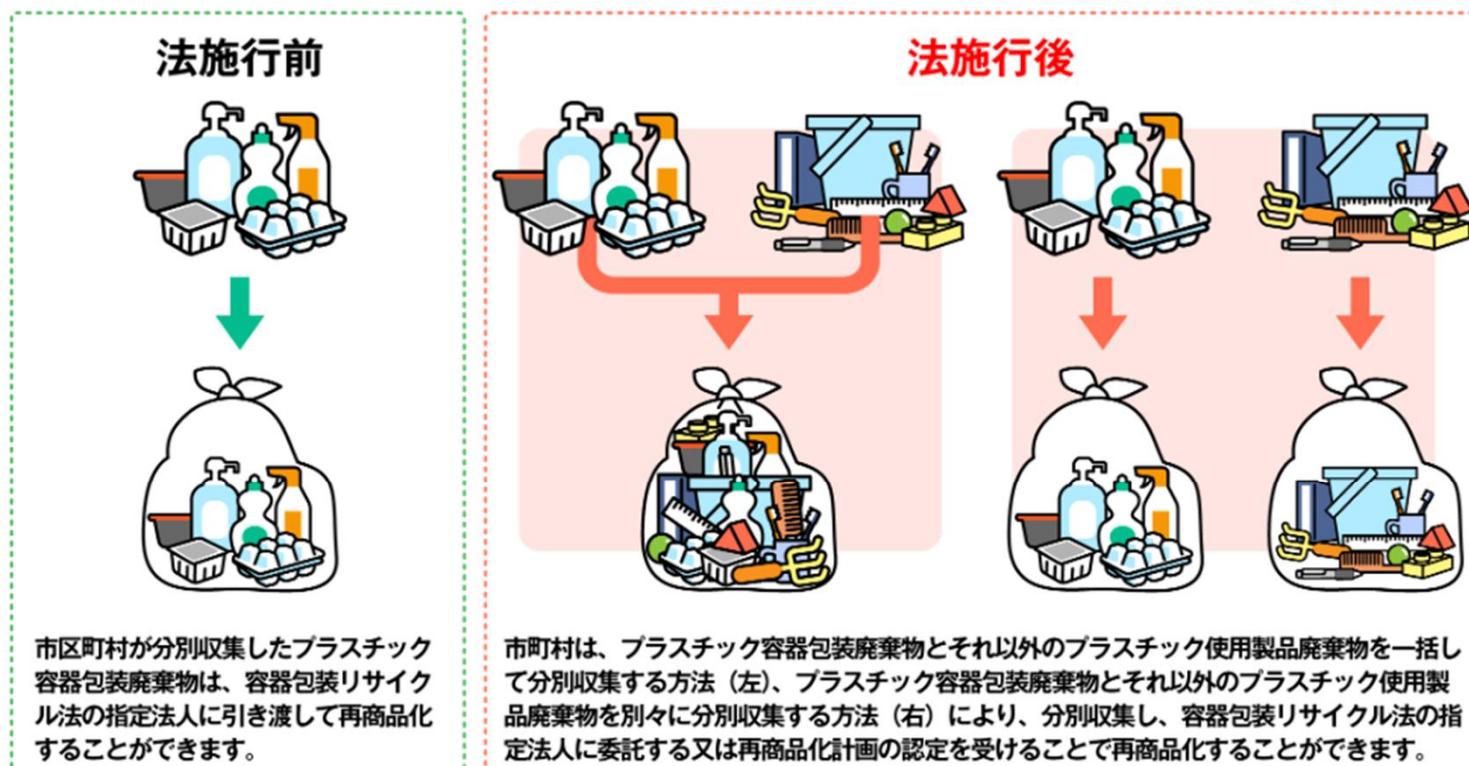
両市の分別区分の違い

関連法	リサイクル対象物品	具体例	中津川市	恵那市
容器包装リサイクル法	金属	アルミ缶	○	○
		スチール缶	○	不燃ごみ
	ガラス	無色(牛乳びん等)	○	○
		茶色(ビールびん等)	○	○
		その他の色	○	○
	紙	紙パック(牛乳パック等)	○	○
		段ボール	○	○
		その他の紙製容器包装(菓子箱類、手提げ袋等)	○	○
	プラスチック	ペットボトル	○	○
		その他のプラスチック製容器包装(食品トレイ、レジ袋等)	可燃ごみ	可燃ごみ
プラスチック資源循環法	容り法対象以外のプラス使用製品廃棄物	プラスチック使用製品廃棄物(プラス製の文房具、バケツ、定規等)	可燃ごみ	可燃ごみ
小型家電リサイクル法	小型電子機器	小型電子機器(携帯電話、デジタルカメラやゲーム機等)	不燃ごみ	不燃ごみ
家電リサイクル法	家庭用家電製品	家庭用家電製品(エアコン、テレビ、冷蔵庫類、洗濯機類)	○	○
資源有効利用促進法	パソコン	パソコン、ディスプレイ	○	○

○：分別区分を設け、リサイクル等を行っている

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラ新法、令和4年4月施行）

- ✓ 市区町村は、その区域内において、プラスチック使用製品廃棄物（プラスチック製容器包装、プラスチック製品）の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
=両市の可燃ごみに分別されているプラスチック類の分別が必要



容器包装リサイクル法の
指定法人へ引き渡すことで
再商品化を実施

容器包装リサイクル法の指定法人へ委託することで再商品化を実施
再商品化計画の認定を受けることで再商品化を実施

検討方針（案）

【分別区分検討の方針】

- ✓ 両市の現状の分別区分をベースとし、変更・統一が必要な項目について検討する。
- ✓ 環境省「第5次循環型社会形成推進基本計画」に基づき、資源を効率的・循環的に有効活用する循環経済への移行を図る。
- ✓ 可能な限りの徹底的な資源循環を図る分別区分とする。

【優先1】 「再資源化」が可能なモノ ⇒ 資源化するごみ

【優先2】 「エネルギー回収」が可能なモノ
⇒燃やせるごみ

再資源化もエネルギー回収もできないモノ
⇒燃やせないごみ or 埋立ごみ or 受け取らないごみ

分別区分（案）

- ✓ 【両市】 国のごみ減量化・再生利用の促進に伴って、プラスチック類の分別区分を【資源ごみ】に変更する。
- ✓ 【両市】 小型電子機器の分別項目を【資源ごみ】に変更する。
- ✓ 【両市】 厨芥類は、家庭での資源化（コンポスト）を引き続き推進する。
- ✓ 【両市】 剪定枝有効利用（堆肥化など）の仕組みづくりを検討する。
- ✓ 【恵那市】 スチール缶の分別項目の変更（不燃→資源）を検討する。

ごみ分別区分		中津川市（現状）	恵那市（現状）	広域処理
資源ごみ	ペットボトル	PETマークのついたもの	PETマークのついたペットボトルのみ	PETマークのついたもの
	カン類	アルミマークの付いたもの	アルミマークの付いた飲料缶のみ	アルミマークの付いたもの
	スチールマークの付いたもの	不燃ごみ		スチールマークの付いたもの 【資源ごみ】
	ビン類	キャップを外して中を水洗いしたもの	キャップを外して中を水洗いしたもの	キャップを外して中を水洗いしたもの
	紙類	新聞、チラシ、雑誌、雑がみ、ダンボール、飲料用紙パック	新聞、チラシ、雑誌、雑がみ、ダンボール、飲料用紙パック	新聞、チラシ、雑誌、雑がみ、ダンボール、飲料用紙パック
	食用廃油	使用済み天ぷら油 ※一部回収	使用済みてんぷら油 油処理剤、水分が混入していないもの	使用済み天ぷら油 油処理剤、水分が混入していないもの
不燃ごみ	小型電子機器	炊飯器、扇風機、音楽プレーヤーなど	炊飯器、扇風機、音楽プレーヤーなど	小型電子機器【資源ごみ】
可燃ごみ		紙くず、厨芥類、草木、プラスチック類、ゴム・皮革類	リサイクルできない紙、台所ごみ 草木、プラスチック類、ゴム・皮革類	プラスチック類【資源ごみ】 【可燃ごみ】 リサイクルできない紙、厨芥類、草木、リサイクルできないプラスチック等

プラスチックの分別種類

- ✓ 広域ごみ処理施設の稼働開始（令和15年度）に合わせて分別開始予定
- ✓ プラスチック製容器包装、プラスチック製品が分別の対象
- ✓ 金属やガラス等と組み合わせて作られているプラスチック製品は対象外

容器包装プラスチック（容リプラ）

商品を入れるもの、商品を包むもの、中身商品が消費されたり、中身商品と分離された際に不要になるもの

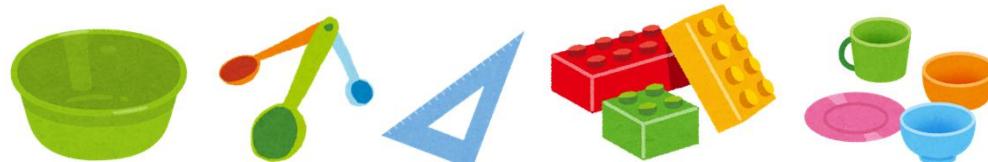
【例】卵パック、お菓子の袋、プラマークの付いたもの



プラスチック製品

容リプラ以外のプラスチック使用製品

【例】文房具、おもちゃ、お風呂・洗面用具、調理器具 等



両市で引き続き取り組む資源化

生ごみの資源化（家庭）

中津川市：ごみ減量及び資源化を図るため木箱コンポストを推進

恵那市：生ごみ等食品廃棄物のたい肥化を推進

上位計画である「一般廃棄物処理基本計画」の施策に基づき、家庭での自家処理の推進を目指す。



バッグ型コンポスト

「私が守る 地球の未来！」～一人ひとりの行動で地球温暖化を防止しよう～ 木箱コンポストを使って、生ごみゼロ生活にチャレンジ!! Vol. 9

市では、家庭から発生する生ごみの減量化やごみの焼却による二酸化炭素の排出削減を進めるため、生ごみ処理機「MORI（森）の木箱コンポスト」の普及を進めています。

苗木区長会でも、地球温暖化防止の目標に「ごみの減量によるエネルギー節減に努めよう」を掲げており、木箱コンポストを使用し、家庭の生ごみ処理に取り組んでいただく市民モニターを、各区から1名ずつ選出いただきました。

モニターとして使用方法の講座を受講し、期間は1年です。木箱コンポストの処理能力や導入効果、使用上の課題などについて検証することが目的で、ごみ減量、悪臭対策、CO₂削減に繋がることが期待されます。



「意見連絡票」

恵那市環境課 宛

(FAX 0573-25-8204)

中津川・恵那広域ごみ処理施設整備にむけて分別区分の方針検討（案）について、下記のとおり意見します。

【〆切】

令和8年1月 16 日（金）までにFAXもしくは下記のメールアドレスまで返送してください。

お名前

【問い合わせ先】

〒509-7292 岐阜県恵那市長島町正家一丁目1番地1

事務局：恵那市水道環境部環境課

担当：佐藤

電話：0573-26-6847

FAX：0573-25-8204

メール：kankyo@city.ena.lg.jp